

公益財団法人東京都私学財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 公益財団法人東京都私学財団
- (2) 監査対象局 生活文化局

2 団体の概要

(1) 団体の概要

公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）は、平成15年4月に財団法人東京都私立学校教育振興会と社団法人東京都私学退職金社団を統合し、「財団法人東京都私学財団」として設立された団体で、平成23年4月には、公益法人制度改革に基づき財団法人から公益財団法人に移行した団体である。

財団は、東京都内の私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校）の教育の充実と振興を図るとともに東京都民の修学上の経済的負担を軽減するための総合的な援助を行い、もって東京都における教育文化の高揚に資することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- ア 私立学校における教育環境の充実及び向上に資する事業
- イ 都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援を行う事業

(2) 組織

財団は、事務所を新宿区神楽河岸1番1号に置き、役員27名（理事長1名、理事長代理1名、運営理事4名、理事18名、監事3名）（うち非常勤26名）及び職員36名（うち都派遣職員11名）で、4部をもって構成されている。

3 都との関係

都は、財団が行う事業に対し、公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱等に基づき補助金を交付しており、その内容及び実績は表1のとおりである。

このほか、都は、振興資金融資事業等の原資として、財団が金融機関から融資を受けるに当たり、借入れの円滑化を図るために、損失補償契約を金融機関と締結している。平成24年度及び平成25年度は、各年とも、借入限度額を82億4千万円として、財団は金融機関から融資を受

け、当借入金に関し、金融機関に生じた損失は、都が補償するとしている。また、損失補償額の限度額は、借入限度額内における借入元金額及び未払利息の合計額としている。

なお、都は、財団に対し、基本財産13億7,500万円（平成25年度）のうち2億円を出えんしている。

(表1) 補助金の交付実績

(単位:千円)

補助事業名 (補助要綱)	補助対象となる 財団の事業	補助率等	補助金額	
			平成24年度	平成25年度
私立学校教育振興資金 融資利子補給事業 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	私立学校における教育施設の 整備及び経営の安定化を図 るため、学校法人に必要な資金 の融資を行う。	振興資金融資原資とな る借入金における利子 率4%までの支払利子 金額	459,523	398,500
私立専修学校教育環境整備 費補助事業 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	専修学校教育の充実と資質 向上のための教育設備・研究図 書等の購入に係る経費に対し 助成を行う。	・財団が助成した金額 の10/10 ・事務費	278,944	324,258
私立学校安全対策促進 事業費補助事業 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	私立専修学校等耐震化事業費 助成事業 専修学校・各種学校の校舎等 施設の耐震化工事等及び耐震 診断に係る経費に対し助成を 行う。	・財団が助成した金額 の10/10 ・事務費	1,235,800	1,456,546
	私立学校耐震化普及啓発事業 私立学校の耐震化を促進す るため耐震診断及び耐震補強 工事等について、建築士派遣を 実施し、耐震化に向けた普及啓 発を行う。	・補助対象経費の 10/10	6,609	3,810
	私立学校非構造部材耐震対策 工事費助成事業 私立学校施設の耐震化や防 災機能強化を促進するため、建 築非構造部材の耐震化工事経 費に対し助成を行う。	・財団が助成した金額 の10/10 ・事務費		455,029
小計			1,242,410	1,915,386
私立学校教育研究費 補助事業 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	・私立学校の教職員の資質向上 のため、個人研究又は共同研 究に対する助成を行う。 ・財団又は財団と私学団体が共 催し、研修会及び研究会を開 催する。	・財団が助成した金額 及び事務費 ・財団が行う研修会開 催経費 ・他団体と共催して行 う研修・研究会への 負担金等経費	71,364	72,064
私立高等学校等老朽 校舎改築促進事業 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	私立高等学校老朽校舎改築資 金貸付事業 私立高等学校の老朽校舎建 替のため、改築資金の融資を行 う(平成12年度まで)。	融資原資となる借入金 における支払利子額か ら、学校への融資にお ける受取利子額を差引 いた金額	17,390	14,756

補助事業名 (補助要綱)	補助対象となる 財団の事業	補助率等	補助金額	
			平成 24 年度	平成 25 年度
私立高等学校等老朽 校舎改築促進事業 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	老朽校舎改築促進対策利子補給事業 老朽化した校舎等の改築を促進し、安全な教育環境の確保と教育条件の充実向上を図るため、私立高等学校等の設置者の借入金(私立学校施設高度化推進事業の対象となる日本私立学校振興・共済事業団からの借入金)に対する利子補給を行う。	・財団が助成した金額の 10/10	14,815	12,561
	小計		32,206	27,318
私立高等学校等入学支度金 貸付利子補給事業 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	都内私立高等学校、専修学校高等課程及び高等専門学校に入学する生徒の保護者に対し、設置者が貸付ける入学支度金について、設置者に融資を行う。	・融資原資となる借入金における支払利子額の 10/10	9,851	9,254
私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助事業 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	定時制課程又は通信制課程を有する私立高等学校設置者が行う生徒へ教科書等の給与事業に対し助成を行う。	・財団が助成した金額の 10/10	2,897	3,094
私立学校 ICT 整備費 補助事業 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	私立学校における ICT (注 1) の環境整備として、電子黒板本体及び周辺機器の購入費、付帯工事費に対し助成を行う。	・財団が助成した金額の 10/10 ・事務費	88,741	119,530
私立幼稚園防災備蓄 倉庫整備費補助事業 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	私立幼稚園の安全を図るため、防災用品を保管する備蓄倉庫整備に要する経費に対し助成を行う。	・財団が助成した金額の 10/10 ・事務費		121,852
私立高等学校海外留学 推進補助事業 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	都内私立高等学校に在籍している生徒が、学校主催の海外留学・研修に参加する場合に、学校等へ支払う参加費用の一部を助成する。	・財団が助成した金額の 10/10 ・事務費		138,005
私立学校防災用品 緊急整備事業費補助 (公益財団法人東京都私学 財団事業補助金交付要綱)	私立学校における防災用品等の整備を支援するため、その購入に係る経費の一部を助成する。	・財団が助成した金額の 10/10 ・事務費	2,566,520	
私立高等学校等授業料 軽減助成事業補助金 (私立学校特別奨学金交付 要綱)	私立高等学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にするため、私立高等学校等授業料の一部を助成する。	・財団が助成した金額の 10/10 ・事務費	4,430,372	4,338,613
育英資金貸付事業補助金 (公益財団法人東京都私学 財団育英資金貸付事業費補 助金交付要綱)	都内に住所を有し、高等学校等に在学する者のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により就学困難な者に対し、修学上必要な学資金の一部を貸付ける。	・貸付額と償還額の差額を補助 ・事務費	1,721,760	1,502,432
私立学校退職手当補助金 (私立学校退職手当補助金 交付要綱)	都内私立学校の設置者等から掛金(標準給与月額(注 2)の 110/1000)を徴収し、教職員等の退職資金の交付を行う。	設置者等の負担する標準給与額の 110/1000 の掛金のうち標準給与額の 36/1000 を補助	3,897,808	3,899,653
	合計		14,802,401	12,869,962

(注 1) ICTとは、「情報通信技術」のこと

(注 2) 標準給与月額とは、職員毎の給与月額(本給相当額で扶養手当等を含まない額)に応じ決定される額

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成24年度及び平成25年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 生活文化局 平成26年10月6日及び9日
- (2) 公益財団法人東京都私学財団 平成26年10月7日及び8日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

財団が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局

ア 補助金の交付を適切に行うべきもの

局は、公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱（昭和59年7月5日付59総学一第172号）（以下「交付要綱」という。）に基づき、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）に対して、平成25年度は、私立学校教育研究費補助事業等10の事業を一つにまとめて補助金の交付を行っている。

また、財団は、当該補助金を活用して、各学校等へ助成金を交付している。

①私立学校教育研究費補助事業について、局は、表2のとおり9月と1月に財団へ補助金を交付していることから、財団が学校等へ助成する時期について見たところ、9月に交付した補助金について、財団は、学校等へ9月下旬に助成していたものの、1月交付の補助金については、3月下旬に各学校へ助成していることが認められた。

しかしながら、財団が作成している事務処理フローによれば、表3のとおりであり、財団が学校へ助成金を交付する時期は、3月下旬となっている。補助金は、財団が各学校へ助成する時期までに局が財団へ交付すれば良いものであることから、1月に交付する必要性はなく、財団が学校へ助成する直近となる3月に行うことが適切である。

また、②私立幼稚園防災備蓄倉庫整備費補助事業について、局は、表2のとおり9月と3月に財団へ補助金の交付していることから、補助金の精算状況について見たところ、平成26年5月中旬に、局は財団から補助金の返還を受けていることが認められた。

しかしながら、整備が完了した後、幼稚園が財団に申請する期限は、平成26年1月31日であることから、3月初めに補助金の変更を行う際に申請状況を把握して、適切に変更交

付決定を行ってれば、過大な補助金を交付することもなく、返還金に対する事務処理も不要となったものである。

概算払いは、履行期の到来を待たずに概算額をもって支払うものであるから、当該事業の進捗状況や経理状況等を把握し、不要不急の資金交付とならないよう留意すべきである。

局は、補助金の交付を適切に行われたい。

(生活文化局)

(表2) 平成25年度補助金交付状況

(単位：千円)

	補助金名	当初交付 決定額 (9月)	変更交付 決定額 (3月)	交付月及び交付額			戻入額 (5月)
				9月	1月	3月	
①	私立学校教育研究 費補助事業	72,885	—	67,215	5,670	0	821
②	私立幼稚園防災備 蓄倉庫整備費助成 事業	270,450	128,887	15,000	0	113,887	7,035

(表3) 私立学校教育研究費補助事業の事務処理フロー

時 期	内 容
6月17日	各学校からの申請書提出期限
—	[第1次審査]申請書・研究計画書・経費の審査
7月中旬	財団から各学校へ交付決定通知
1月10日	各学校から実績報告書の提出期限
—	[第2次審査]研究報告書・経費の審査
3月上旬	財団から各学校へ助成金額確定通知
3月中旬	各学校から助成金に対する請求書の提出
3月下旬	財団から各学校へ助成金の交付

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 私立学校への固定金利適用の融資における繰上償還に係る条件について

財団は、金融機関より借り入れた原資を基に、私立学校に、運営資金や施設整備資金などに要する資金を金融機関から借り入れた金利より低い金利で貸し付ける、振興資金融資事業を実施している。局は、財団が金融機関に支払う利子について補助し、また、借入金について金融機関と損失補償契約を締結している。

融資の条件等について、財団は、表4A欄のとおり定め、融資期間10年以下のものについては固定金利を採用している。また、財団が金融機関から貸付原資を借り入れる金利条件は、これに対応し、表4B欄のとおりとなっている。

ところで、学校の返済方法において、繰上償還（一部又は全部）については、財団は、公益財団法人東京都私学財団融資規程により、変動金利を条件として融資した資金以外は認めないと定めており、固定金利による融資においては、学校は繰上償還ができないこととなっている。

しかしながら、財団と金融機関の間の借入金についての契約においては、変動金利（借入期間：15年及び20年）の場合は毎年1回の金利見直しの時期、固定金利（借入期間：10年）の場合は借入から5年後に適用金利の見直しを行う時期に、財団は元本及び利子以外の違約金を支払わずに繰上償還ができることとなっている。

このことから、財団は、私立学校に対する融資において、変動金利による融資の場合だけでなく、固定金利による融資においても、財団が金融機関に違約金を支払わずに繰上償還ができる時点においては、私立学校による繰上償還を認めることが可能である。

振興資金融資事業は、都の利子補給補助及び損失補償により、私立学校が経営安定化等のための資金を有利な条件で調達できるようにすることを目的とした事業であることから、財団は、借入れ・償還の条件において、私立学校の経営上の利益を最大限図ることが求められる。経営上、繰上償還が有利と判断した私立学校については、財団が違約金を支払わずに金融機関に繰上償還ができる時期に限定するなどした上で、繰上償還を認めることが望ましい。

財団は、固定金利適用の融資につき、繰上償還における条件の見直しを検討されたい。

(公益財団法人東京都私学財団)

(表4) 振興融資事業の融資及び借入の条件（平成25年度）

A	融資	メニュー	施設整備資金				運営資金			つなぎ資金
		融資期間	20年	15年	10年	7年	5年	3年	1年	1年以内
		据置期間	2年		1年6か月	1年	6か月	3か月		
		金利	変動金利		固定金利					
B	借入	借入期間	20年	15年	10年			※金融機関への返済期日前に学校から償還された資金		
		据置期間	3年							
		金利	変動金利		固定金利					

※A欄3年・1年の融資については、10年の借入期間で借入れ7年以下の融資に充てた案件において学校から償還された資金を原資としている。

第5 補助対象事業の概要

1 補助対象事業

(1) 私立学校教育振興資金融資利子補給事業

都は、財団が行っている振興資金融資事業において、財団が融資の原資として金融機関から借り入れた資金に対する支払利息について、借入利率が、4%以上の場合4%の利子、4%未満の場合には借入利率に係る利子補給を表5のとおり行っている。

財団は、当該事業において、私立学校における教育環境の整備及び経営の安定化を図るため、金融機関から原資を借り受け、私立学校の設置者（以下「設置者」という。）に対し、教育振興資金として貸付けを行っている。

平成24年度及び平成25年度の原資調達及び融資の実績は表6のとおりである。

(表5) 利子補給事業補助実績

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
補助金額	459,523	398,500

(表6) 平成24・25年度の私立学校教育振興資金融資事業の実績

(単位：千円)

項目		平成24年度	平成25年度		
原資調達状況	金融機関からの借入額	3,984,400	4,514,400		
	利率	1.7675～1.040%	1.65318～1.074%		
	金融機関への返済期日前に学校から償還された資金	30,000	149,000		
	合計額	4,014,400	4,663,400		
融資実績	施設設備資金	23件	3,930,900	20件	4,430,800
		融資期間		融資期間	
		7～10年固定金利	0.7%	7～10年固定金利	0.6～0.8%
		15年(一般融資)変動金利	1.475%	20年(一般融資)変動金利	1.5%
	(特定事業融資)	0.7%	(特定事業融資)	0.6～0.8%	
	20年(一般融資)変動金利	1.6%	(特定事業融資)	0.6～0.7%	
(特定事業融資)	0.6～0.7%				
運営資金	7件	83,500	8件	96,600	
	融資期間1、3、5年 固定金利 0.6～0.7%		融資期間 3、5年 固定金利 0.6～0.8%		
つなぎ資金	—		6件	136,000	
			融資期間1年以内		
合計	30件	4,014,400	34件	4,663,400	

(2) 私立専修学校教育環境整備費補助事業

都は、財団の行っている私立専修学校教育環境整備費助成事業に対し、その助成額を補助している。

財団は、当事業において、私立専修学校の設置者が、高等課程及び専門課程の教育条件の充実を図るため、図書、教育設備装置等を整備する際に、経費の2分の1以内の金額で助成を行っており、その実績は、表7のとおりである。

(表7) 私立専修学校教育環境整備費補助事業実績

(単位：千円)

項目		平成24年度	平成25年度	補助率
図書等助成金	対象件数(件)	87	82	助成対象経費 (50万円以上300万円未満)の2分の1以内
	助成対象経費	146,470	152,071	
	補助金額	73,213	76,016	
教育設備装置助成金	対象件数(件)	65	66	助成対象経費(300万円以上2,000万円未満)の2分の1以内
	助成対象経費	411,498	496,513	
	補助金額	205,731	248,242	
合計	助成対象経費	557,968	648,584	
	補助金額	278,944	324,258	

(3) 私立学校安全対策促進事業費補助事業

都は、財団の行っている①私立専修学校等耐震化事業費助成事業、②私立学校耐震化普及啓発事業及び③私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業における助成経費及び事業経費を予算の範囲内で補助している。

財団は、

- ① 私立専修学校等耐震化事業費助成事業では、私立学校の安全対策促進のため、専修学校及び各種学校の耐震工事等に係る経費の一部を助成
- ② 私立学校耐震化普及啓発事業では、私立学校に対し、建築士等の専門家を派遣し、簡易耐震診断等により、助言、相談の実施
- ③ 私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業では、設置者が非構造部材(主体構造、躯体以外の外壁材、天井材等)の耐震対策工事等に要した経費の一部の助成を行っており、これらの実績は、表8のとおりである。

(表8) 私立学校安全対策促進事業費補助事業実績

(単位：千円)

項目		平成24年度	平成25年度	備考	
私立専修学校等耐震化事業費助成事業	耐震補強工事 耐震改築工事	対象件数(件)	14	11	設置者が工事等に要する経費 0.3≦IS値<0.7のとき2/3以内 IS値<0.3のとき4/5以内 を財団が助成する。(注)
		助成対象経費	2,510,018	2,225,896	
		補助金額	1,141,968	1,415,733	
	耐震診断	対象件数(件)	22	7	設置者が耐震診断に要する経費 の4/5以内の金額を財団が助成 する。
		助成対象経費	116,913	50,305	
		補助金額	93,526	40,242	
	事務費	助成対象経費	306	571	
		補助金額	306	571	
小計	助成対象経費	2,627,238	2,276,773		
	補助金額	1,235,800	1,456,546		
私立学校耐震化普及啓発事業		建築士派遣校数(校)	35	23	財団が建築士等の専門家派遣等 に要する経費を都が補助する。
		助成対象経費	6,609	3,810	
		補助金額	6,609	3,810	
私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業	私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業	対象件数(件)	-	102	建築非構造部材の耐震化工事に 設置者が要する経費の、 国庫補助対象事業は1/3以内、 国庫補助対象外事業は1/2以内 の金額を財団が助成する。 平成25年度から実施
		助成対象経費	-	987,965	
		補助金額	-	453,529	
	事務費	助成対象経費	-	2,575	
		補助金額	-	1,500	
	小計	助成対象経費	-	990,540	
補助金額		-	455,029		
合計		助成対象経費	2,633,847	3,271,125	
		補助金額	1,242,410	1,915,386	

注：IS値は、構造耐震指標のこと

(4) 私立学校教育研究費補助事業

都は、財団の行っている研究助成事業における助成経費及び事務費、並びに教職員研修事業に要する経費の一部を補助している。

財団は、当事業において、私立学校の専任教職員の行う研究活動に要する経費の一部を助成するとともに、私立学校教職員等の資質の向上を図るため、財団の企画により、又は、財団が私学団体(公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会、東京私立初等学校協会等)と共催して、各種の研修・研究事業を実施している。

その実績は、表9のとおりである。

(表9) 私立学校教育研究費補助事業実績

(単位：千円)

項目		平成24年度	平成25年度	備考	
個人研究及び共同研究への助成	補助対象課題数(回)	28	25	私立学校の教職員の行う研究経費の助成 ・個人研究 1課題 15万円以内 ・共同研究 1課題 30万円以内	
	学校研究助成費 (補助対象経費)	4,030	4,989		
	補助金額	3,479	4,179		
	事務費	補助対象経費	1,287		1,625
		補助金額	670		670
財団主催の研修事業の実施	開催回数(回)	16	16	同和教育、人権教育、経営課題等研修会の経費を補助	
	参加者数(人)	964	1,389		
	研修費(補助対象経費)	5,737	5,614		
	補助金額	4,377	4,377		
私学団体との共催による研修研究事業の実施	開催回数(回)	321	336	私学団体との共催で実施する研修会等の経費の一部を負担金として交付	
	参加者数(人)	15,002	16,609		
	研修費(補助対象経費)	70,931	70,931		
	補助金額	62,838	62,838		
合計	助成対象経費	81,986	83,160		
	補助金額	71,364	72,064		

(5) 私立高等学校等老朽校舎改築促進事業

都は、財団が、平成12年までに行っていた私立高等学校老朽校舎改築資金貸付事業に係る借入金に対する支払利息と、これを原資として融資を行った資金に対する受取利息の差額について利子補給を行い、また、財団が、老朽校舎改築促進対策利子補給事業において、私立学校に対し行っている助成経費を補助している。

財団は、平成8年度から平成12年度までは、私立高等学校の老朽校舎の建て替えのため、財団が金融機関から改築資金の原資を借り受け(原資借入期間20年変動金利、平成24年度及び平成25年度借入利率1.975%)、これを原資として設置者に貸付を行っていた(貸付期間20年変動金利、平成24年度及び平成25年度貸付利率1.65%又は1.4%)。

また、財団は、平成13年度から、私立高等学校等における建築後30年以上経過した校舎等の改築を促進するため、設置者が日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた改築資金に伴う利子の一部(平成24年度及び平成25年度における利子補給率は、0.2%)を助成している。

これらの事業の実績は、表10のとおりである。

(表10) 私立高等学校等老朽校舎改築促進事業実績

(単位：千円)

項 目		平成24年度	平成25年度	備 考
私立高等学校老朽校舎 改築資金貸付事業	利子補給対象借入残高	3,530,100	2,888,700	財団の借入金 に対する支払 利息と、財団 の融資に対す る受取利息の 差額への利子 補給
	支払利息額 (A)	78,564	65,884	
	利子収入額 (B)	61,173	51,127	
	利子補給額(補助対象経費) (A) - (B)	17,390	14,756	
	補助金額	17,390	14,756	
老朽校舎改築促進対策 利子補給事業	件数(件)	34	27	設置者が支払 った利子への 補給
	利子補給対象借入残高	6,754,480	5,931,600	
	利子補給額(補助対象経費)	14,815	12,561	
	補助金額	14,815	12,561	
補助金額合計		32,206	27,318	

(6) 私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業

都は、財団の行っている入学支度金貸付資金融資事業において、財団が銀行から借り入れている資金に対する利子補給を行っている。

財団は、当事業において、都内私立高等学校等に入学する生徒の保護者の負担を軽減するため、設置者が保護者に入学時に必要な経費の一部を無利子で貸付けるための資金について、銀行から原資を借入れて、設置者に無利子で融資している(生徒1人当たり20万円、3年後に一括償還)。

その実績は、表11のとおりである。

(表11) 利子補給事業実績

(単位：千円)

項 目		平成24年度	平成25年度
借入金期末残高		407,600	407,200
借入金利率(%)		1.610	1.510
支払利息額(補助対象経費)		9,851	9,254
補助金額		9,851	9,254
融資 実績	学校数(校)	157	148
	対象者数(人)	1,038	912
	融資額	207,600	182,400

(7) 私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助事業

都は、財団が行っている私立学校定時制及び通信教育課程教育振興奨励費助成事業において、助成に要する経費を補助している。

財団は、当事業において、私立高等学校定時制課程又は通信教育課程を設置し、かつ当該課程に在学する勤労生徒に対し教科書等の給与事業を実施している設置者に対し、対象経費の2分の1以内の額を助成している。

その実績は、表12のとおりである。

(表12) 私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助事業実績 (単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
対象校(校)	3	3
助成対象経費(教科書等給与経費)	5,794	6,190
助成額(財団助成額)	2,897	3,094
補助金額	2,897	3,094

(8) 私立学校ICT整備費補助事業

都は財団が行っている私立学校ICT整備費助成事業において助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立学校がICT(情報通信技術)の環境整備として負担した、電子黒板及び周辺機器の購入費、付帯工事費の2分の1以内の額を助成している。

その実績は、表13のとおりである。

(表13) ICT整備費補助事業状況 (単位：千円)

学校種	項目	平成24年度	平成25年度
小学校	対象校(校)	11	14
	助成対象経費	29,464	44,177
	補助金額	14,727	22,083
中学校	対象校(校)	36	38
	助成対象経費	72,579	86,670
	補助金額	36,268	43,318
高等学校	対象校(校)	46	48
	助成対象経費	74,545	105,815
	補助金額	37,250	52,883
小計	対象校(校)	93	100
	助成対象経費	176,588	236,664
	補助金額	88,245	118,284
事務費	助成対象経費	496	1,246
	補助金額	496	1,246
合計	対象校(校)	93	100
	助成対象経費	177,084	237,910
	補助金額	88,741	119,530

(9) 私立幼稚園防災備蓄倉庫整備費補助事業

都は、財団が行っている私立幼稚園防災備蓄倉庫整備費助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立幼稚園の安全を図るため、幼稚園の設置者が、防災用品を保管する備蓄倉庫の整備に要する経費の2分の1以内の金額を助成している。

その実績は、表14のとおりである。

なお、当事業は平成25年度のみのものである。

(表14)平成25年度の私立幼稚園防災備蓄倉庫整備費補助事業の状況

(単位：千円)

区 分	対象件数 (件)	助成対象経費	補助金額
学校法人立	155	170,262	79,967
宗教法人立	31	27,626	13,755
個人立	39	59,956	27,630
小計	225	257,845	121,352
事務費	—	1,686	500
合計	225	259,532	121,852

(10) 私立高等学校海外留学推進補助事業

都は、財団が行っている、私立高等学校海外留学促進助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立高等学校に在学している生徒が、学校主催の海外留学・研修に参加するとき、学校へ支払う参加費用のうち表15の基準額を上限とした金額を、保護者に直接助成している。また、保護者の世帯が、①生活保護世帯、②住民税が非課税又は均等割のみの世帯、③区市町村民所得割額が一定額以下の世帯について、基準額及び加算額を上限とした金額を助成している。

その実績は、表16のとおりである。

なお、当事業は平成25年度から実施されている。

(表15)私立高等学校海外留學生徒一人当たりの助成額

留学期間	基準額	加算額
3ヶ月	50万円	20万円
6ヶ月	75万円	30万円
1年間	150万円	60万円

(表16) 平成25年度私立高等学校海外留学推進補助事業の状況

(単位：千円)

区分	対象校数(校)	請求者(人)	助成対象金額	補助金額	
留学期間	3ヶ月	25	121	140,144	60,648
	6ヶ月	3	10	23,938	7,500
	1年間	22	46	137,069	66,856
小計	50	177	301,152	135,005	
事務費	—	—	3,765	3,000	
合計	50	177	304,918	138,005	

(11) 私立学校防災用品緊急整備費補助事業

都は、平成24年度まで財団が行っていた私立学校防災用品緊急整備費助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立学校が防災用品等を整備することを支援するため、食糧、水、毛布等の購入に要する経費について、児童・生徒一人当たり1万円を限度として、設置者に助成を行っている。

その実績は、表17のとおりである。

(表17) 平成24年度私立学校防災用品緊急整備費補助事業の状況

(単位：千円)

学校種	対象校数(校・園)	財団助成金額	補助金額
幼稚園	617	868,724	868,724
小学校	46	146,474	146,474
中学校	161	470,951	470,951
高等学校	215	1,055,355	1,055,355
専修学校	17	12,936	12,936
特別支援学校	1	578	578
小計	1,057	2,555,018	2,555,018
事務費	—	11,502	11,502
合計額	1,057	2,566,520	2,566,520

(12) 私立高等学校等授業料軽減助成事業

都は、財団が行っている、授業料軽減助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立高等学校への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にすることを目的として、授業料に係る授業料の一部を助成金として交付している。

その実績は、表18のとおりである。

(表18) 私立高等学校等授業料軽減助成事業実績

(単位：円)

区分	平成24年度			平成25年度		
	授業料軽減単価	対象人員(人)	補助金額	授業料軽減単価	対象人員(人)	補助金額
生活保護世帯	187,400	139	26,048,600	189,400	171	32,387,400
住民税非課税又は均等割のみの世帯	139,400	5,481	764,051,400	139,400	5,179	721,952,600
区市町村民税が基準額以下の世帯	123,400	5,613	692,644,200	124,400	5,181	644,516,400
住民税が一定額以下の世帯	102,100	24,830	2,535,143,000	102,800	25,089	2,579,149,200
その他調整額(注1)	—	3,169	322,171,209	—	3,086	317,727,075
助成金計(A)	—	39,232	4,340,058,409	—	38,706	4,295,732,675
事務費(B)	—	—	33,857,216	—	—	33,403,278
授業料軽減助成金(就学支援金特例加算)(C)(注2)	—	1,081	48,537,621	—	631	9,477,332
授業料軽減助成金(特別支給)(D)(注3)	—	263	7,919,200	—	—	—
合計(A+B+C+D)	—	—	4,430,372,446	—	—	4,338,613,285

注1：その他調整額は、授業料軽減単価が授業料額を上回るときに、授業料軽減額を授業料額までに引き下げて調整を行ったもの

注2：授業料軽減助成金(就学支援金特例加算)は、平成24年度途中で、公立学校に係る授業料不徴収及び高等学校等の就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づく就学支援金加算基準改正(以下「基準改正」という。)が行われたことにより、就学支援金加算支給対象外になった者への特例対応のこと

注3：授業料軽減助成金(特別支給)は、年度途中に基準改正が行われたことにより、新たに就学支援金加算支給対象となるものの、平成24年度の授業料軽減助成事業の基準では対象外である者への特例対応のこと

(13) 育英資金貸付事業費補助事業

都は、財団が行っている東京都育英資金貸付事業について、東京都育英資金条例(平成17年東京都条例第31号)に基づき、貸付事業費(貸付金額と償還金額の差額)及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、東京都内に住所を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学する生徒のうち、勉学意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、修学上必要な学資の一部の貸付け及び償還に係る事務を行っている。

その実績は、表19のとおりである。

なお、この事業は、平成17年度に独立行政法人日本学生支援機構の高等学校奨学金事業が東京都に移管されたことに伴い、東京都の育英資金貸付事業を再構築し、事業実施主体を東京都から財団に変更したものである。

(表19) 補助金交付状況

(単位：千円)

年度		平成24年度	平成25年度	
貸付事業				
高等学校・高等専門学校	貸付延人数(人)	59,553	58,361	
	貸付額 (A)	1,796,491	1,770,228	
	返還金収入額 (B)	550,805	658,464	
	補助対象経費 (A) - (B)	1,245,685	1,111,764	
	補助金額 (C)	1,245,685	1,111,764	
	専修学校高等課程	貸付延人数(人)	1,892	2,004
		貸付額 (D)	66,340	70,200
		返還金収入額 (E)	19,107	28,656
		補助対象経費 (D) - (E)	47,233	41,543
		補助金額 (F)	47,233	41,543
専修学校専修課程	貸付延人数(人)	12,165	11,380	
	貸付額 (G)	638,537	597,396	
	返還金収入額 (H)	318,318	357,563	
	補助対象経費 (G) - (H)	320,218	239,832	
	補助金額 (I)	320,218	239,832	
合 計	貸付延人数(人)	73,610	71,745	
	貸付額 (J)	2,501,368	2,437,824	
	返還金収入額 (K)	888,231	1,044,684	
	補助対象経費 (J) - (K)	1,613,136	1,393,139	
	補助金額 (L) = (C+F+I)	1,613,136	1,393,139	
事務費				
人件費	補助対象経費	53,856	52,052	
	補助金額	53,856	52,052	
事務費	補助対象経費	54,767	57,240	
	補助金額	54,767	57,240	
事務費合計	補助対象経費	108,623	109,292	
	補助金額 (M)	108,623	109,292	
補助金合計額 (L) + (M)		1,721,760	1,502,432	

(14) 私立学校退職手当補助事業

都は、財団が行っている教職員退職資金事業において、都内私立学校設置者等の負担を軽減するため、設置者等が負担する掛け金(標準給与月額総額の1,000分の110)の一部(標準給与月額総額の1,000分の36)を補助金として、財団に交付している。

財団は、当事業において、都内私立学校教職員の待遇安定化を図り、私学教育の振興を目的として、退職資金事業に加入している都内私立高等学校等の設置者等の負担金と、都の補助金等を原資として、教職員が退職・死亡した場合に退職資金を交付する事業を行っている。

都の補助金の交付状況は、表20のとおりであり、また、財団の退職資金の交付状況は、表21のとおりである。

(表20) 補助金交付状況

(単位：千円)

学校種	項目	平成24年度	平成25年度
幼稚園	延届出教職員数(人)(注)	122,127	123,353
	標準給与月額総額	27,524,747	27,886,226
	補助金額	990,890	1,003,904
小学校	延届出教職員数(人)	15,097	15,031
	標準給与月額総額	5,534,800	5,498,042
	補助金額	199,252	197,929
中学校	延届出教職員数(人)	47,267	47,260
	標準給与月額総額	18,185,800	18,215,180
	補助金額	654,688	655,746
高等学校	延届出教職員数(人)	109,472	109,196
	標準給与月額総額	43,001,878	42,739,286
	補助金額	1,548,067	1,538,614
特別支援学校	延届出教職員数(人)	975	938
	標準給与月額総額	305,280	301,730
	補助金額	10,990	10,862
専修学校	延届出教職員数(人)	49,573	49,678
	標準給与月額総額	13,534,984	13,494,494
	補助金額	487,259	485,801
私立振興団体	延届出教職員数(人)	596	619
	標準給与月額総額	184,960	188,750
	補助金額	6,658	6,795
合計	延届出教職員数(人)	345,107	346,075
	標準給与月額総額	108,272,449	108,323,708
	補助金額	3,897,808	3,899,653

(注) 延届出教職員数は、毎月10日現在の届出教職員人数の年間合計人数

(表 2 1) 退職資金の交付状況

(単位：千円)

学校種	平成 2 4 年度		平成 2 5 年度	
	交付人数(人)	交付金額	交付人数(人)	交付金額
幼稚園	1,352	2,246,655	1,460	2,450,668
小学校	76	634,618	73	539,782
中学校	191	1,954,068	195	1,821,614
高等学校	576	6,456,957	594	6,438,854
特別支援学校	8	9,909	7	19,782
専修学校	312	1,060,889	367	1,353,485
私学振興団体	3	24,347	9	88,154
合計	2,518	12,387,446	2,705	12,712,341